

令和7年2月議会定例会議案  
(別冊)

新潟県後期高齢者医療広域連合議会



# 令和7年2月議会定例会提出議案（別冊）

発議番号	議 件 名
1	新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について



発議第1号

新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和7年2月14日提出

提出者	新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員	森山 一理
賛成者	〃	中山 眞二
〃	〃	田中 立一
〃	〃	星野 みゆき
〃	〃	羽田野 孝子
〃	〃	岸野 雅人
〃	〃	酒井 久雄

新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合議会規則第1号）を次のように改正する。

第2条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び

「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第30条第2項中「新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第7号）」を「情報公開条例」に改める。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日の日から施行する。ただし、第2条第10項の改正規定（「以下」を「第12条第5項において」に改める部分に限る。）、第12条第5項の改正規定（「及び第29条」を削る部分に限る。）並びに第17条第1項各号列記以外の部分及び第2項第1号ア、第18条第1項及び第2項、第27条第2項、第30条第2項、第31条第2項、第32条第3項、第38条第1項及び第2項、第39条第3項、第47条並びに第48条の改正規定は公布の日から施行する。